

障がい者週間

12月3日(金)～9日(木)



障がい者週間は、障がいのある方に対する理解と関心を深め、障がいのある方が社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設けられたものです。障がいのある方の自立と社会参加に対する皆さんのご理解とご協力を願います。

障がい理解のための映画会

日時 12月5日(日) 午後2時(1時30分開場)
場所 あきる野ルピア3階ルピアホール
上映作品 「アイ・ラブ・ユウ」
映画の内容：ろう者の母

東京都高齢者福祉功績者表彰を受賞

浦野太郎さん (乙津在住)



あきる野市高齢者クラブ連合会前会長(現顧問)の浦野太郎氏が、11月2日に杉並区の立正佼成会「普門館」で行われた第24回東京都老人クラブ大会において、東京都知事表彰を受賞されました。

これは、長年にわたる献身的な活動で高齢者クラブをけん引してきた数々の功績が認められたものです。

(532・1793) 障がい者支援課

ご相談ください

障がい者相談員と相談支援事業所

- と、父、小学校3年生の娘(愛)の3人家族の物語。ある日、愛が学校でいじめられた。母と愛が手話で話しているのを見たい。お前の「お前のかあちゃん、変な奴！」と、愛をからかったのだ。母は自分が原因でいじめられていることを知ってショックを受ける。しかし、母は元来前向きに生きる明るい性格だったので、自分が一生懸命生きていく姿を見せることで愛も強い子に育っていくのではないかと期待し、ろう学校時代の演劇部で一緒に友達がいる「ろう者劇団」に入るとを決意した。だが、そこでも次々と問題が起きていく。楽しいことも苦しいことも...
- 定員 200人(先着順) 費用 無料
- 問合せ 地域自立支援協議会事務局「あすく」

成人式のお知らせ



未来を築く成人の門出を祝して、あきる野市成人式を行います。

期日 平成23年1月10日(月)
時間 午前11時～11時50分(午前10時15分から受付)
1回のみの開催
場所 秋川キララホール
内容 式典
対象 平成2年4月2日から平成3年4月1日まで

(559・0740) 山崎光彦(伊奈1451)

(596・443) 知的障がい者相談員(敬称略・五十音順)

- 小西フミ子(二宮109)
- 7 47 559・63 田野倉祐子(館谷17)
- 3 3) 596・2791) 相談支援事業所
- 障がい者就労・生活支援センターあすく(二宮670)
- 70 秋川健康会館1階
- 532・1793) 生活支援センターフイル
- (二宮670 秋川健康会館2階)
- 559・03 68) 問合せ 障がい者支援課

でに生まれた方成人を迎えられる方には案内状を送ります。該当する方で、12月10日(金)を過ぎて案内状が届かない方はご連絡ください。現住所が市外であっても、市内の小・中学校を卒業し、あきる野市成人式に参加を希望する方はご連絡ください。

「るのバス」年末年始の運行

年末の「るのバス」の運行は、12月29日(水)までとなります。年始は、1月4日(火)から運行を開始します。問合せ 地域防災課地域振興係

人権週間 12月4日(土)～10日(金)



いじめられた人が、「いじめられた」と感じたら、イジメなのです。いじめている人にも理由があるでしょうし、いじめられている方にも理由があると云う人がいますが、ダメなものはダメなのです。いじめを受けている人の気持ち、いじめをしている人の気づかない人の気持ち、この機会にいじめや差別など、人権について考えてみませんか。

人権擁護委員

市内では、6人の人権擁護委員が法務大臣から委嘱され、さまざまな活動を行っています。

特設「人権の上の相談」(予約制)

日時 12月10日(金) 午後1時30分～4時30分
場所 あきる野ルピア3階会議室
申込み・問合せ 市民課 市民相談窓口係(直通558・1216)

新小・中学生に入学通知書を送ります



平成23年4月から小・中学校に入学する子どもがいる家庭に、12月中旬ごろ「入学通知書」を送付します。次に該当する方は連絡してください。入学通知書が届かない方

市長コラム

No.32

柿の実がひときわ赤く、晩秋の青空に残されていきます。多くの方がこの秋の味覚として食した柿と思いが、先日、私は東京都の試験場で開発したという「赤い柿」を頂き、食べてみました。とても甘くておいしいもので、大きくて見栄えもいいため東京ブランドの一つになれるかもしれないと思えました。

白井 孝

あきる野市長

追納ができます 国民年金保険料は追納ができます。国民年金保険料の全額免除や、一部免除の承認を受けた期間と若年者納付猶予、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、保険料の全額を納めた場合と比べ、将来受け取れる年金額が少なくなります。これらの期間は10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)で、年金額を増やすことができます。

保険料の免除や納付猶予、納付特例制度の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。保険料を追納する場合は、専用の納付書が必要です。問合せ 保険年金課年金係、青梅年金事務所(0428・30・341)